

シラユキヤマタカマイマイ 保護増殖事業計画

令和7年3月4日
沖縄県環境部自然保護課

シラユキヤマタカマイマイ保護増殖事業計画

令和7年3月4日

沖縄県環境部自然保護課

第1 事業の目標

沖縄県希少野生動植物保護条例（沖縄県条例第46号）第25条において、指定希少野生動植物種のうち自然生息地での保護が困難な種については、保護増殖事業を適正かつ効果的に実施するため、保護増殖事業計画を定めるものとしている。指定希少野生動植物種のうち沖縄島及び沖縄島の周辺離島に生息するシラユキヤマタカマイマイについては、生息地によって殻型や殻表面の色彩が異なる傾向が知られており、学術的側面からは種内の地域個体群ごとの保護も視野にいたした保全を考慮する必要がある。本種はおもに分布の南限である沖縄島の浦添市で本条例の指定外来種ヤエヤママドボタルによる捕食被害を生じており、開発による影響も重なり地域個体群としての存続が危ぶまれる状況である。

ヤエヤママドボタルについては、一部の侵入地を対象に2020年度（令和2年度）より捕獲が開始されたことに加え、メス成虫の性フェロモンを人工的に合成した誘引剤での集中的な防除を視野に、効果的な対策の検討・試験が他県大学の協力も得て進められているものの、これらの陸産貝類の一部の生息地では対策の成果が得られる前に個体群が消滅してしまうおそれがあることから、上記の外来種対策と並行して、本種を対象とした保護増殖事業を進めていく必要がある。

本計画では、対策の必要性がある生息地での生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて必要な環境改善を図るとともに、生息域外での飼育及び人工繁殖を行い、将来的には、野生復帰の手法の検討も行ったうえで、本種の自然生息地への野生復帰を図り、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の対象種

本条例にもとづき指定希少野生動植物種に指定される陸産貝類の下記の種と

する。

シラユキヤマタカマイマイ（令和２年10月９日告示、同年11月１日施行）

第３ 事業の区域

沖縄島及び第４の３の飼育及び人工繁殖等を行う区域

第４ 事業内容

１ 生息状況等の把握、モニタリング

(1) 生息状況調査及びモニタリング

対象種の生息状況を把握するための調査及び定期的なモニタリングを行う。

(2) 生息環境調査

対象種の生息地における植生、地形等の生息環境等を把握する。また、現地調査及び文献調査等により自然条件下での生活史や繁殖様式等の把握を行う。

(3) 影響要因の把握調査

対象種の主な減少要因と考えられるヤエヤママドボタルの侵入状況等の影響要因を把握するための調査を実施する。減少要因となりうるニューギニアヤリガタリクウズムシについても併せて確認を行う。

２ 自然生息地における生息環境の維持・管理

対象種を自然状態で安定的に存続させるため、１で得られた知見等を踏まえ、野生復帰のために必要な生息環境等を確保するための対応策を検討し、好適な生息環境等を形成・維持するために必要な改善を図る。改善策の一つとして、ヤエヤママドボタルの防除を含む。そのうえで、土地の所有者又は占有者による必要な配慮がなされるよう努める。

３ 飼育及び人工繁殖の実施

対象種は殻型や殻色に地域的差異が見られ、種内において遺伝的差異が確

認されている。そのため、各生息地を単位として保護増殖事業の必要性を検討することとし、そのうえで生息状況の悪化等により生息域内での種の存続が困難と考えられる生息地の個体群を対象に、飼育及び人工繁殖等を実施する。そのため、各生息地の個体群の遺伝的特性の維持を図るために生息地別に個体はわけて飼育することに加え、同一生息地内の遺伝的多様性が失われることが無いような飼育頭数とすることや感染症等にさらされることが無いよう、飼育環境の衛生面や管理面、また与える餌等には十分留意して行うこと等、飼育及び人工繁殖の手法の決定並びに実施にあたっては、適切な個体群の維持・管理を考慮する。

なお、本事業での目標達成が困難と判断される場合には、保護増殖個体を捕獲地と異なる生息域内に野生復帰させること等も検討を行うこととし、その場合は人為的かく乱が許容範囲となるように、野生復帰の必要性や手法、放出先の生態系への影響等について十分な配慮のうえで行う。

第5 普及啓発の推進

対象種の保護増殖事業を実効性あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、国及び関係市町村並びに関係地域の住民等の理解及び協力が不可欠である。このため、対象種の生息状況、保護の必要性、外来種等の排除及び侵入防止並びに本事業の実施状況等に関する普及啓発をする。

特に、対象種の主な減少要因となったヤエヤママドボタルの排除については、本種が植木や農作物、資材等に紛れて移動・拡散すると考えられていることから、未定着地域への拡散を防止するため、県民に広く普及啓発を行うとともに、特に造園事業者、土木建築事業者等への周知や協力を呼び掛ける。

第6 効果的な事業の推進のための連携の確保

国、関係する地方公共団体、対象種に関して専門的知識を有する者のほか、各種団体・個人、地域住民等の関係者間の連携を図り、本事業が効果的に実施されるよう努める。